

# 沖縄県における特定建設資材の分別解体 及び再資源化の実施に関する指針



平成14年5月

沖縄県  
土木建築部・文化環境部

## - 目次 -

はじめに.....	1
1 特定建設資材の分別解体及び再資源化の促進に関する基本的方向	
1.1 基本理念.....	2
1.2 特定建設資材の分別解体及び再資源化の促進に係る関係者の役割 .....	3
1.3 特定建設資材の分別解体及び再資源化の促進に関する基本的方向 .....	6
2 発生抑制の方策	
2.1 発生抑制の必要性.....	10
2.2 発生抑制に係る関係者の役割.....	10
3 特定建設資材廃棄物の再資源化等の方策及び目標設定等	
3.1 再資源化等率に関する目標の設定等.....	11
3.2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の方策 .....	12
4 再生建設資材の利用拡大等の方策	
4.1 再生建設資材の利用についての考え方 .....	14
4.2 再生建設資材の利用に係る関係者の役割 .....	14
4.3 再生建設資材の公共事業での率先利用 .....	15
5 特定建設資材の分別解体及び再資源化に関する知識の普及等 .....	16
6 特定建設資材の分別解体及び再資源化に関するその他の重要事項	
6.1 特定建設資材の分別解体及び再資源化に要する費用の適正な負担 .....	16
6.2 各種情報の提供等.....	17
6.3 有害物質等の発生の抑制等 .....	18
6.4 県と国等、市町村との連携協力 .....	18
7 特定建設資材の分別解体及び再資源化の適正な実施の確保等に関する事項	
7.1 特定建設資材の分別解体及び再資源化の適正な実施の確保 .....	18
7.2 離島における特定建設資材の分別解体及び再資源化の確保 .....	20
7.3 指針の見直し等.....	20
関連様式 .....	21
用語解説 .....	57

## 附 録

1 . 建設リサイクル法制定の背景 .....	61
2 . 建設リサイクル法及び基本方針の概要 .....	67
3 . 建設リサイクル法（条文・政令・省令・規則） .....	73
4 . 建設リサイクル法基本方針 .....	107
5 . 改正廃棄物処理法の概要 .....	121

## 資 料 編（別冊）

- 1 . Q & A
- 2 . 沖縄県における建設廃棄物の実態と法律の運用の概要
- 3 . 関係する行政機関、廃棄物処理業者及び解体工事業者

## はじめに

沖縄県は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 14 年 5 月 30 日から完全施行となる、『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』(平成 12 年法律第 104 号)(以下「建設リサイクル法」という。)の第 3 条に基づき、国が定める、『特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針』(平成 13 年 1 月 17 日告示、以下「基本方針」という。)に即し、建設リサイクル法第 4 条により、『沖縄県における特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施に関する指針』(以下「本指針」という。)を定めるものである。

基本方針の「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等」は、以下「特定建設資材の分別解体及び再資源化」という。

沖縄県では、昭和 47 年 5 月の本土復帰以来、各地で住宅・社会資本が整備拡充されてきたが、30 年を経過した今日では、多くの建造物の更新等に伴う建設資材廃棄物の増大により、産業廃棄物最終処分場が逼迫しつつあるほか、不法投棄の横行や野外焼却等、建設資材廃棄物をめぐる問題が表面化している。

このような状況を踏まえて、沖縄県(以下「県」という。)は、県内における建設資材廃棄物処理の実態を把握するため、平成 12 年度に県と市町村の建設関係行政部署及び廃棄物処理業等の関係者に対してアンケートやヒアリングを実施し、その成果を、建設資材廃棄物の動向や処理施設の稼働状況等に関する「建設リサイクル関連基礎調査」(以下「基礎調査」という。)としてとりまとめた。

調査の結果として、排出事業者における建設資材廃棄物の分別意識の不足、中間処理施設の偏在(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の破砕施設は沖縄本島中・南部と宮古島に集中し、再生アスファルトプラントが宮古、八重山地域にない)、建設発生木材の破砕施設以外の再資源化施設と焼却施設の極度の不足、さらに宮古、八重山地域での管理型最終処分場の確保等、島嶼県の地理的・社会経済事情を背景とする、廃棄物処理施設の偏在や不足等の解消が本県の課題となっている。

本指針は、沖縄県知事が、対象建設工事に係る特定建設資材の分別解体及び再資源化の適正な実施を確保するための措置(助言・勧告、命令、条例の制定等)に関して勘案材料を提供するものであり、また一方、建設工事に係る関係者が、県の目標とする平成 22 年度における特定建設資材の再資源化等率 95%の達成を図るための、必要な事項を定めるものである。

# 1 特定建設資材の分別解体及び再資源化の促進に関する基本的方向

## 1.1 基本理念

### (1) 特定建設資材の分別解体及び再資源化の基本的な理念

県内の住宅・社会資本の整備及び更新等を円滑に実施するためには、建設工事に係る資材の有効利用と廃棄物の適正処理を図ると同時に、本県の豊かな自然環境を保全し持続的発展を図るゼロエミッションアイランドの実現を目指した、環境負荷の小さい資源循環型社会経済システムを構築する。

このため県は、建設業の産業特性と建設工事の実態さらに島嶼性を踏まえつつ、建設廃棄物の発生抑制、建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進の観点に立ち、

建設資材の開発・製造

建築物等の設計

建設資材の選択

建設工事の施工

建設資材廃棄物の廃棄

等の各段階における必要な措置を、関係者の適切な役割分担の下で一体的に講ずるものとする。

### (2) 建設資材に係る資源循環等の考え方

建設資材に係る資源循環等の考え方については、『循環型社会形成推進基本法』を基本的枠組みとして、建設資材廃棄物の処理については、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』（以下「廃棄物処理法」という。）、建設資材のリサイクルについては、『資源の有効な利用の促進に関する法律』（以下「資源有効利用促進法」という。）及び、特定建設資材については建設リサイクル法に基づくこととする。

建設資材の処理手順は、これらの法律に従い以下のことに努めるものとする。

建設資材廃棄物の発生抑制

建設工事に使用された建設資材の再使用

残存する建設資材廃棄物についての再生利用

技術的困難性や環境及び地域的制約等の観点から、やむを得ず焼却した場合における焼却熱の熱回収利用

廃棄物処理法に基づく適正な最終処分（但し、上記のいずれかの措置も適わない場合に限る。）

- 資源循環等の考え方 -

発生抑制
再使用
再生利用( マテリアル・リサイクル )
熱回収利用( サーマル・リサイクル )
最終処分

## 1.2 特定建設資材の分別解体及び再資源化の促進に係る関係者の役割

関係者は、特定建設資材の分別解体及び再資源化を促進するため、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ、積極的に取り組む必要がある。

### ア 建設資材の製造者

建設資材の製造に携わる者（以下「建設資材の製造者」という。）は、建設資材廃棄物の発生抑制並びに建設資材の分別解体及び再資源化の実施が容易になるように、以下のことに努める必要がある。

端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造

建設資材として使用される際の材質、品質等の表示

建設資材の分別解体及び再資源化が困難となる有害物質等を含まない素材の使用

### イ 建築物等の設計者

建築物等の設計に携わる者（以下「建築物等の設計者」という。）は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに建設資材の分別解体及び再資源化の実施が効果的に行われるように、以下のことに努める必要がある。

端材の発生抑制、建設資材の分別解体等の実施が容易となる設計及びこれに要する費用の低減

建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択の工夫と、これに要する費用の低減（なお、分別解体及び再資源化が困難となる有害物質等を含む建設資材を選択しないようにする。）

#### ウ 発注者

対象建設工事の発注者（以下「発注者」という。）は、沖縄県知事（又は特定行政庁）に

工事の事前届出

を行い、さらに工事請負契約書には

解体工事及び再資源化等に要する費用

分別解体等の方法

再資源化等をする施設の名称と所在地

をそれぞれ明記しなければならない。

また、元請業者に対して、建設資材廃棄物の発生抑制並びに特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施について、明確な指示を行うよう努める必要がある。

#### エ 自主施工者

対象建設工事を自ら施工する者（以下「自主施工者」という。）は、対象建設工事の事前届出及び特定建設資材の分別解体等を実施しなければならない。

#### オ 元請業者（受注者）

対象建設工事の受注者である元請業者（以下「受注者」という。）は、建設資材廃棄物の発生抑制並びに特定建設資材の分別解体及び再資源化に関して中心的な役割を担っていることを認識し、以下のことを実施しなければならない。

発注者に対する、工事の事前届出に係る事項の説明

工事請負契約書に解体工事及び再資源化等に要する費用、分別解体の方法及び再資源化等をする施設の名称と所在地の明記

特定建設資材の分別解体及び再資源化完了時における発注者への書面による報告及び保存

下請負人に対する、工事の事前届出に係る事項の告知及び再資源化等の実施についての明確な指示

#### カ 建設工事の施工者

建設工事を施工する者（以下「建設工事の施工者」という。）は、建設資材廃棄物の発生抑制並びに特定建設資材の分別解体及び再資源化を確実に実施するため、以下のことに努める必要がある。

施工方法の工夫

適切な建設資材の選択

施工技術の開発

#### キ 建設資材廃棄物の処理者

建設工事において発生する建設資材廃棄物について、自らその処理を行う事業者及びその排出事業者から委託を受けてその処理を行う者（以下「建設資材廃棄物の処理者」という。）は、マニフェスト制度に基づき建設資材廃棄物の処理を適正に実施しなければならない。

#### ク 国等

国の機関又は地方公共団体は、建設リサイクル法第 11 条に定める対象建設工事の通知の義務を適切に実施する必要がある。

#### ケ 県

県は、『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令』（以下「政令」という。）第 8 条の規定により、「分別解体等に関する事務の処理」を行う特定行政庁と連携を図りつつ、

特定建設資材の分別解体等に関する事務

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する事務

解体工事業の登録等に関する事務

を行うこととする。

また、国の施策と相まって、建設資材廃棄物の発生抑制並びに特定建設資材の分別解体及び再資源化を促進するために必要な調査、研究開発、情報提供及び普及啓発等、必要な措置を講ずるよう努めることとする。

なお、県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、平成 8 年度に土木建築部が設置した「土木建築部建設副産物対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を中心として、「土木建築部建設リサイクルガイドライン」（平成 10 年度）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、建設資材廃棄物の発生抑制並びに特定建設資材の分別解体及び再資源化の促進を図るため、関係部局も含めた仕組みを講ずることとする。



## コ 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

なお、市町村は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、平成 10 年度から実施している「各市町村建設副産物対策連絡会議」（以下「市町村連絡会議」という。）を中心として、「各市町村建設リサイクルガイドライン」（以下「市町村ガイドライン」という。）に基づき、建設資材廃棄物の発生抑制並びに特定建設資材の分別解体及び再資源化の促進を図るものとする。

また、特定行政庁は建設リサイクル法に基づく特定建設資材の分別解体等に関する事務を適切に処理する必要がある。

### 1. 3 特定建設資材の分別解体及び再資源化の促進に関する基本的方向

#### (1) 特定建設資材の分別解体等の促進についての基本的方向

建築物等の解体工事にあたり、特定建設資材の分別解体等は一定の技術基準に従って適切に実施し、さらに特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することが再資源化等を促進する上で最も重要である。

分別解体等の技術は、その対象となる建築物の種類や構造等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術及び建設機械の現状を踏まえ、建築物等の状況に応じた適切な施工方法により分別解体等が行われる必要がある。

また、解体工事を施工する者は最新の知識の修得及び技術力の向上を図る必要がある、このような技術を有する者に関する情報提供、適切な施工の監視及び監督等を行う必要がある。

#### (2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って発生した特定建設資材廃棄物についても、工事現場の状況等を勘案しつつ、工事現場において特定建設資材の分別解体等を行い、これに伴って発生した特定建設資材廃棄物の再資源化等を実施する必要がある。また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物については、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進することが望ましい。

なお、再資源化等を促進するためには、技術開発、関係者間の連携及び必要な施設

整備等を推進することにより、特定建設資材の分別解体及び再資源化に要する費用を低減することが重要である。また、受注者はマニフェスト制度を遵守し、再資源化が完了したことを確認する必要がある。

### (3) 県における建設工事及び特定建設資材廃棄物を取りまく状況

#### 1) 地理的特性

本県は、九州の南から台湾の間に連なる南西諸島の中の、東西 1,000km、南北 400km の広大な海域を有する琉球諸島に属し、大小 160 の島々 (0.01km<sup>2</sup> 以上) から成り立っている島嶼県である。

また、琉球諸島は、沖縄諸島、先島諸島、尖閣諸島及び大東諸島から構成され、そのうち有人島は 48 島 (架橋等により連結された島を含む) である。最も大きな島は、沖縄本島で、次に西表島、石垣島、宮古島の順となっており、この 4 島で県土総面積 2,269km<sup>2</sup> の約 8 割を占めている。

さらに、県土総面積は国土総面積 377,864km<sup>2</sup> の約 0.6% で、47 都道府県中 44 番目であるが、人口約 130 万人のうち、沖縄本島中・南部にその約 8 割が集中している。人口は、年々漸増する活力を有する一方で、人口密度の島嶼間格差が著しい社会状況となっている。

地形の特性としては、山地は、高い山として石垣島の於茂登岳の 526m や沖縄本島北部の与那覇岳の 503m しかなく、沖積平野も発達していないため、丘陵地や台地・段丘が県土の大部分を占めている。

河川は、大小合わせて 300 余あるが、島嶼面積が小さく地形の特性から河川延長が短くなっている。

大東諸島を除くほとんどの島の周囲には、サンゴ礁のリーフが発達している。

#### 2) 建設工事をめぐる状況

##### ア 建設業及び解体工事業の状況

県内の建設業者は、平成 12 年度末までに建設業法に基づく建設業の許可を受けた者が 5,541 社となっており、そのうち、解体工事業を営むことのできる業種の許可を有している者は、土木工事業が 3,413 社、建築工事業が 2,319 社、とび・土工工事業が 3,560 社となっている。

また、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を受けた業者数は、平成 14 年

3月末で16社となっている。

#### イ 建設工事の実施状況

県内の建設工事は、景気停滞の影響などにより減少傾向にある。建築工事の棟数は、平成12年度の市町村税概況（沖縄県企画開発部市町村課）によると、新築建築物の棟数が約6千5百棟、除却件数が約7千棟となっている。

また、土木工事の件数は、平成12年度の公共工事着工統計及び民間土木工事着工統計によると、公共工事と民間工事を合わせて、約3千件となっている。

#### 3) 特定建設資材廃棄物の発生の現状と今後の見込み

県内の特定建設資材廃棄物の発生量は、平成12年度に国が実施した「建設副産物実態調査」（以下「センサス」という。）の結果によると、コンクリート塊が約51万トン、建設発生木材が約4万トン、アスファルト・コンクリート塊が約26万トンとなっている。

また再資源化等率は、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については約95%になっているが、建設発生木材は約58%である。

なお、平成12年度に県が行った基礎調査の結果により、公共事業から発生する特定建設資材廃棄物の大きな部分を占めるアスファルト・コンクリート塊の量は、将来もほぼ横這いで推移するものと考えられ、再資源化を推進する仕組みを定着させる必要がある。

これに対して、建築物解体工事からの発生比率が高いコンクリート塊及び建設発生木材については、昭和47年から始まった沖縄振興開発計画を契機として建築された多くの建築物が、今後、更新期をむかえることから、これらの発生量は継続的に漸増していくものと考えられ、全県的に再資源化等を推進する必要がある。

#### 4) 特定建設資材廃棄物の処理施設及び最終処分場等の状況

「基礎調査」（沖縄県土木建築部）の結果より、県内の平成12年度における廃棄物処理法第15条の許可を受けた産業廃棄物処理施設のうち、特定建設資材廃棄物の処理施設の立地状況をみると、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の破碎処理を行う施設は沖縄本島に24施設、宮古地域に11施設、八重山地域に3施設となっており、建設発生木材の破碎処理を行う施設が沖縄本島に3施設、宮古地域に2施設、八重山地域に2施設と少なく、さらに焼却施設は沖縄本島に1施設のみとなっている。

また、安定型最終処分場は、沖縄本島に 12 施設、宮古島に 2 施設、八重山地域に 2 施設、管理型最終処分場は、沖縄本島に 4 施設が立地しているが、新たな最終処分場の確保は極めて困難になっており、既存の最終処分場の延命化に頼っている状況である。さらに、産業廃棄物最終処分場の島ごとの分布状況をみると、沖縄本島、宮古島、石垣島及び西表島に所在しその他の離島には、皆無である。

#### (4) 対象建設工事の規模及び再資源化等の距離の基準

##### 1) 対象建設工事の規模に関する基準

県における対象建設工事の規模に関する基準は、政令第 2 条で定める規模とする。

工事の種類	規模の基準
建築物に係る解体工事	当該建築物の床面積の合計が 80m <sup>2</sup> 以上とする。
建築物に係る新築又は増築工事	当該建築物の床面積の合計が 500m <sup>2</sup> 以上とする。
建築物に係る修繕・模様替工事	請負代金の額が 1 億円以上とする。
その他の工作物に関する工事	請負代金の額が 500 万円以上とする。

建築物は建築基準法の建築物。

その他の工作物には土木系、建築系工作物を含む。

請負代金の額は消費税を含む。

なお、県は、政令第 2 条で定める対象建設工事の規模の基準によっては、特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないと認める区域があるときは、建設リサイクル法第 9 条第 4 項に基づく条例を制定する。

##### 2) 指定建設資材廃棄物の再資源化施設までの距離に関する基準

県における指定建設資材廃棄物は、政令第 4 条で定める建設発生木材を対象とし、その再資源化施設までの距離の基準は、建設リサイクル法施行規則第 3 条で定める 50km とする。

ただし、50km の距離内に再資源化施設が存在しない場合には縮減に代えることができる。また、この距離基準とは別に、地理的条件、交通事情等により経済性の面で制約がある場合にも縮減に代えることができるが、その要件としては、運搬車両が通行する道路が未整備であり、かつ、縮減を行う施設までの運搬費用が再資源化を行う施設までの運搬費用より安い場合とする。

## 2 発生抑制の方策

### 2.1 発生抑制の必要性

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多い。このため、限られた資源を有効に活用する観点から、建設工事に使用される建設資材の再使用を図ると同時に、発生抑制を徹底して行うことが特に必要である。

### 2.2 発生抑制に係る関係者の役割

関係者は、建設工事の実施にあたっては、建築物等の建設工事の計画・設計段階から建設資材廃棄物の発生抑制の取組を行うとともに、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ、その効果を高める必要がある。

#### ア 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。とりわけ、本県は、台風等による塩害の影響を受けやすいことから、コンクリートの劣化や壁面の塗装などを定期的に管理する必要がある。

#### イ 建設資材の製造者

建設資材の製造者は、工場等における建設資材のプレカット等を実施するとともに、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについては、その修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

#### ウ 建築物等の設計者

建築物等の設計者は、以下のことに努める必要がある。

発注者からの建築物等の用途及び構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上や維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計

端材の発生抑制に資する施工方法の採用及び建設資材の選択

#### エ 発注者

発注者は、以下のことに努める必要がある。

建築物等の用途及び構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、かつ技術的及び経済的に可能な範囲で、長期的使用に配慮した発注

建設工事に使用された建設資材の再使用への配慮

#### オ 建設工事の施工者

建設工事の施工者は、以下のことに努める必要がある。

端材の発生抑制に資する施工方法の採用及び建設資材の選択

端材の発生抑制、建設資材を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築

使用済みコンクリート型枠の再使用と、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備

#### カ 県

県は、国の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努めることとする。

#### キ 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。特に、沖縄本島、宮古島、石垣島等の周辺離島に所在する町村においては、発生抑制に十分な配慮を行う。

### 3 特定建設資材廃棄物の再資源化等の方策及び目標設定等

#### 3.1 再資源化等率に関する目標の設定等

##### ア 目標の設定

住宅・社会資本の整備及び更新を円滑に実施するためには、県民が資源循環型社会経済システム構築の担い手として、有用な建設資材廃棄物の再資源化等について積極的に取り組む必要がある。

県は、再資源化施設の立地状況が地域によって異なることを勘案しつつ、今後 10 年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等を重点的に推進することとし、再資源化施設の整備及び再生建設資材の市場の拡大等とともに、県民が率先して再生建設資材の十分な利用を図り、できるだけ速やかに、かつ着実に廃棄物の減量を実施するための統一目標を定める。

すなわち、平成 22 年度における特定建設資材廃棄物の再資源化等率の目標を、下表のとおり設定する。

特定建設資材廃棄物	平成 22 年度の再資源化等率
コンクリート塊	95 パーセント
建設発生木材	95 パーセント
アスファルト・コンクリート塊	95 パーセント

#### イ 特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況の把握

県は、センサス等の結果をもって、特定建設資材廃棄物の再資源化等率の概略的状況を把握することとする。

#### ウ 目標の見直し

再資源化等率に関する目標については、センサス等の結果、特定建設資材廃棄物の再資源化施設等の立地状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜、必要な見直しを行うものとする。

### 3.2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の方策

#### (1) 基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、

必要な再資源化施設の確保

再資源化等を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発

再資源化により得られた再生材の利用促進

が必要である。

#### (2) 具体的方策等

##### 1) コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去及び粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石及び再生コンクリート用骨材等（以下「再生骨材等」という。）として用途に応じた品質確保を図り、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材及びコンクリート用骨材等に利

用することを促進する。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設の確保と併せて既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

なお、再生粒度調整碎石の製造施設については、沖縄本島中・南部地域と宮古島に集中していることから、市場の安定化を図るための必要な措置を講ずる必要がある。さらに、再生コンクリート用骨材の利用拡大のための技術開発等を図っていく必要がある。

## 2) 建設発生木材

建設発生木材については、破碎、選別、混合物除去及びチップ化等を行うことにより、畜舎の敷材及び堆肥等として利用することを促進するとともに、住宅構造用建材、コンクリート型枠、再生木質マルチング材及び熱回収のための燃料等としての利用に関する技術開発や用途開発の動向を踏まえつつ、必要な再資源化施設の確保を図るための措置を講ずるよう努める必要がある。

## 3) アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去及び粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物、表層基層用再生加熱アスファルト混合物として用途に応じた品質確保を図り、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。

また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

とりわけ、アスファルト・コンクリート塊の定常的な排出と、その再生利用が見込まれる宮古島、石垣島においては、再生アスファルトプラント等の再資源化施設の立地促進に努める。

さらに、ガラス、ゴム、樹脂等が混入した加熱アスファルト混合物については、その再生利用に関する研究開発等を推進していく必要がある。

## 4) その他の建設資材廃棄物

プラスチック製品や石膏ボードなどの特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについては、工事現場の状況等を勘案の上できる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが必要である。



また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、

分別解体等の実施

技術開発の推進

収集運搬方法の検討

効率的な収集運搬の実施

必要な施設の整備

等について関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

#### 5) 最終処分

再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目（廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類）については管理型処分品目（安定型処分品目以外）が混入しないように分別した上で安定型最終処分場で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要がある。

なお、管理型最終処分場は、沖縄本島にしかなく埋立容量が逼迫している状況であり、新たに最終処分場を確保することも極めて困難な状況であるので、既存の最終処分場の延命化等を図るとともに、県民の生活環境の保全や県内における適正処理体制を確保する観点から、最終処分場の確保について検討していく必要がある。

## 4 再生建設資材の利用拡大等の方策

### 4.1 再生建設資材の利用についての考え方

建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、発生した建設資材の再使用とともに、再生建設資材を多面的に利用していくことが不可欠であることから、再生建設資材の需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

再生建設資材の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

### 4.2 再生建設資材の利用に係る関係者の役割

関係者は、建設工事の実施にあたっては、建設資材の製造段階から再生建設資材をできる限り利用するよう配慮するとともに、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ、その効果を高める必要がある。

#### ア 建設資材の製造者

建設資材の製造者は、品質及び性能の確保に配慮しつつ、再生建設資材をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

#### イ 建築物等の設計者

建築物等の設計者は、再生建設資材をできる限り利用した設計に努め、また、再生建設資材の利用について、発注者の理解を得るよう努める必要がある。

#### ウ 発注者

発注者は、建設工事の発注に当たっては、再生建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。

#### エ 建設工事の施工者

建設工事の施工者は、再生建設資材をできる限り利用するように努め、また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

#### オ 建設資材廃棄物の処理者

建設資材廃棄物の処理者は、再生建設資材の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

#### カ 県

県は、国の施策と相まって、再生建設資材の利用促進のために必要となる調査、研究開発、情報提供及び普及啓発等に努めるほか、再生建設資材の品質を確保するための必要な措置を講ずるとともに、各関係者等に対し再生建設資材の利用を要請することに努めることとする。

#### キ 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

### 4.3 再生建設資材の公共事業での率先利用

県内で施工する公共事業においては、国等による『環境物品等の調達の推進等に関する法律』や『資源有効利用促進法』の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、再生建設資材を率先して利用するものとする。

県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、土木建築部が実施する連絡会議を中心として、ガイドライン等に基づき、再生建設資材の利用に努める取り組み等を開

係部局で措置する必要がある。

市町村は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、市町村連絡会議を中心として、市町村ガイドラインに基づき再生建設資材の利用に努める必要がある。

## 5 特定建設資材の分別解体及び再資源化に関する知識の普及等

特定建設資材の分別解体及び再資源化並びに再生建設資材の利用の促進は、建設資材廃棄物の発生抑制及び再資源化により得られた熱の利用の促進と相まって、環境への負荷の少ない資源循環型社会経済システムを構築していくという社会的な意義を有する。

これを踏まえて、特定建設資材の分別解体及び再資源化並びに再生建設資材の利用の促進のためには、県民の理解と協力が必要であることから、県及び市町村は資源の有効利用及び環境の保全に資するものとして、これらの社会的な意義に関する知識について、広く県民への普及及び啓発を図ることとする。

具体的には、県及び市町村は、建設リサイクル法に関する本指針を地域社会全体に広め、さらに、建設事業に携わる関係者等への環境教育、環境学習及び広報活動等を通じて、これらが資源の有効利用及び環境の保全に資することについての理解を深めるとともに、特定建設資材の分別解体及び再資源化が適切に行われるよう関係者の協力を求めることとする。

特に、特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することと、発注者が再生建設資材をできる限り利用することが重要であることから、県及び市町村はその知識を普及させるため、必要に応じて講習の実施、県庁のホームページ等による情報の提供、その他の措置を講ずるものとする。

## 6 特定建設資材の分別解体及び再資源化に関するその他の重要事項

### 6.1 特定建設資材の分別解体及び再資源化に要する費用の適正な負担

特定建設資材の分別解体及び再資源化を確実に実施するためには、それに要する費用が、発注者と受注者の間で適正に負担されることが重要である。

#### ア 発注者の責務

発注者は、自らに特定建設資材の分別解体及び再資源化に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。

また、自主施工者については、自らが特定建設資材の分別解体等に要する費用を適正に負担する必要がある。

#### イ 受注者の責務

受注者は、自らが特定建設資材の分別解体及び再資源化を適正に行うための費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、発注者に対し、特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施を含む建設工事の内容について、書面により十分に説明する必要がある。

また、受注者と下請負人との間においても、特定建設資材の分別解体及び再資源化に要する費用が適正に負担されることが必要である。

#### ウ 工事請負契約の締結

発注者及び受注者は、解体工事及び再資源化等に要する費用、分別解体等の方法及び再資源化等をする施設の名称と所在地について工事請負契約書に記載し、署名又は記名押印のうえ相互に交付して確認する必要がある。

#### エ 県及び市町村の役割

県及び市町村は、県民に対し、特定建設資材の分別解体及び再資源化に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが特定建設資材の分別解体及び再資源化の促進に直結する重要事項であることを積極的に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

## 6.2 各種情報の提供等

県は、受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の稼働情報、発注者が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事業を営む者の企業情報等の提供が十分なされるように、国が整備するインターネット等を活用した情報システムの活用及び普及に努めるものとする。

また、対象建設工事の事前届出やセンサスの実施に当たっては、国が整備する必要事項の入力システムや様式の活用及び普及に努めるものとする。

特に、受注者が、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときに行う発注者への報告及び記録の保存については、センサスの様式を使用するとともに、センサスの入力等のシステムを活用することが望ましい。

さらに、

発注者が受注者に対し、特定建設資材の分別解体等の計画等の説明をするときの書面

発注者と受注者が締結する工事請負契約書面

国等及び地方公共団体が行う通知

等には、センサスの様式を添付することが望ましい。

### 6.3 有害物質等の発生の抑制等

関係者は、建設資材廃棄物の処理等の過程においては、『廃棄物処理法』、『大気汚染防止法』、『ダイオキシン類対策特別措置法』、『労働安全衛生法』、『フロン回収破壊法』等の関係法令を遵守するとともに、フロン類、非飛散性アスベスト、C C A 処理木材及びP C B 含有物などの有害物質等の発生の抑制並びに周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

### 6.4 県と国等、市町村との連携協力

#### ア 国等との連携協力

県は、国等の機関が発注する対象建設工事の通知及び特定建設資材の分別解体及び再資源化に係る事務が円滑に実施できるように、沖縄地方建設副産物対策連絡協議会において情報交換を行うなど、連携協力していくこととする。

#### イ 市町村との連携協力

県は、市町村が発注する対象建設工事の通知及び特定建設資材の分別解体及び再資源化に係る事務が円滑に実施できるように情報交換を行う場を設けるなど、連携協力していくこととする。

## 7 特定建設資材の分別解体及び再資源化の適正な実施の確保等に関する事項

### 7.1 特定建設資材の分別解体及び再資源化の適正な実施の確保

#### ア 建設リサイクル法の運用に関する事務処理の手引き

県は、建設リサイクル法の円滑な運用に資するため、(財)先端建設技術センター発行の「建設リサイクル法に関する事務処理の手引(案)」を活用することとする。

#### イ 特定建設資材の分別解体等の実施の確保

県及び特定行政庁は、建設リサイクル法に規定された特定建設資材の分別解体等の適正な実施を確保するため、本指針及び建設リサイクル法に関する事務処理の手引(案)等を勸案し、

事前届出の受理、審査及び命令

通知の受理

助言又は勧告

命令

報告の徴収

立入検査

等を行うなど、必要な措置を講ずることとする。

#### ウ 特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の確保

県は、建設リサイクル法に規定された特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため、本指針及び建設リサイクル法に関する事務処理の手引(案)等を勸案し、

申告の受理

助言又は勧告

命令

報告の徴収

立入検査

等を行うなど、必要な措置を講ずることとする。

#### エ 建設業の許可及び解体工事業の登録等の実施の確保

県は、建設業法に基づく建設業の許可等に関する事務の処理と併せ、建設リサイクル法に規定された解体工事業の登録等の適正な実施を確保するため、本指針及び建設リサイクル法に関する事務処理の手引(案)等を勸案し、

登録申請の受理、審査及び登録

登録の取消し及び抹消

報告の徴収

立入検査

等を行うなど、必要な措置を講ずることとする。

## 7.2 離島における特定建設資材の分別解体及び再資源化の確保

条 件	分別解体等の義務	再資源化等の義務
当該離島内(架橋等で連結された島を含む)に特定建設資材廃棄物に係る再資源化等施設が全くない場合。	建設リサイクル法第9条の正当な理由に該当するために分別解体等の義務は免除され、これに伴い再資源化等の義務も免除される。ただし努力義務はあり。	
当該離島内(架橋等で連結された島を含む)に特定建設資材廃棄物に係る再資源化等施設が全部または一部ある場合。	建設リサイクル法第9条に基づき分別解体等を行う。	建設リサイクル法第16条に基づき再資源化等を行う。その他の廃棄物については努力義務とする。

対象建設工事の届出・通知は、全ての離島を対象とする。

離島の範囲は、沖縄振興特別措置法施行令の規定に基づき指定されている39の有人離島とする。

## 7.3 指針の見直し等

県は、建設リサイクル法に基づく取組状況及び社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて本指針の内容について見直しを行うなど、必要な措置を講ずることとする。

関 連 様 式

No	様 式 名 称		頁
1	対象建設工事届出書 様式第一号		22
2	分別解体 等の計画 等	建築物に係る解体工事 別表 1	23
3		建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替） 別表 2	24
4		建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等） 別表 3	25
5	現場位置図（作成例）		26
6	対象建設工事（変更）届出書 様式第二号		27
7	分別解体 等の計画 等（変更）	建築物に係る解体工事 別表 1	28
8		建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替） 別表 2	29
9		建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等） 別表 3	30
10	通知書		31-32
11	委任状		33
12	説明書		34
13	告知書		35
14	建設工事請負契約書（作成例）		36
15	民間建設工事請負契約約款（改正部分のみ）		37-38
16	建設工事	建築物に係る解体工事	39-40
17	請負契約 書の添付	建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）	41-42
18	書類	建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）	43-44
19	再資源化等報告書		45-46
20	再生資源利用計画書（実施書）－建設資材搬入工事用－（案）		47
21	再生資源利用促進計画書（実施書）－建設副産物搬出工事用－（案）		48
22	解体工事業登録申請書 別記様式第 1 号（第 3 条関係）		49-50
23	誓約書 別記様式第 2 号（第 4 条関係）		51
24	登録申請者の略歴書 別記様式第 4 号（第 4 条関係）		52
25	実務経験証明書 別記様式第 3 号（第 4 条関係）		53
26	解体工事業登録事項変更届出書 別記様式第 6 号（第 6 条関係）		54
27	解体工事業登録票（標識） 別記様式第 7 号（第 8 条関係）		55
28	帳簿 別記様式第 8 号（第 9 条関係）		56



# 届出書

知事  
市区町村長 殿

平成 年 月 日

フリガナ  
氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) \_\_\_\_\_ 印  
(郵便番号 \_\_\_\_\_) 電話番号 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

### 1. 工事の概要

- ① 工事の名称 \_\_\_\_\_
- ② 工事の場所 \_\_\_\_\_
- ③ 工事の種類
  - 建築物に係る解体工事  建築物に係る新築又は増築の工事
  - 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
  - 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等
- ④ 工事の規模
  - 建築物に係る解体工事 用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
  - 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
  - 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの  
用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、請負代金 \_\_\_\_\_ 万円
  - 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 \_\_\_\_\_ 万円
- ⑤ 請負・自主施工の別： 請負  自主施工

### 2. 元請業者 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

- フリガナ
- ① 氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) \_\_\_\_\_  
(郵便番号 \_\_\_\_\_) 電話番号 \_\_\_\_\_
- ② 住所 \_\_\_\_\_
- ③ 許可番号 (登録番号)
  - 建設業の場合  
建設業許可 \_\_\_\_\_  大臣  知事 \_\_\_\_\_ 号  
主任技術者 (監理技術者) 氏名 \_\_\_\_\_
  - 解体工事業の場合  
解体工事業登録 \_\_\_\_\_ 知事 \_\_\_\_\_ 号  
技術管理者氏名 \_\_\_\_\_

### 3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 年 月 日

### 4. 分別解体等の計画等

- 建築物に係る解体工事については別表1
  - 建築物に係る新築工事等については別表2
  - 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
- により記載すること。

### 5. 工程の概要

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

※受付番号 \_\_\_\_\_





建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

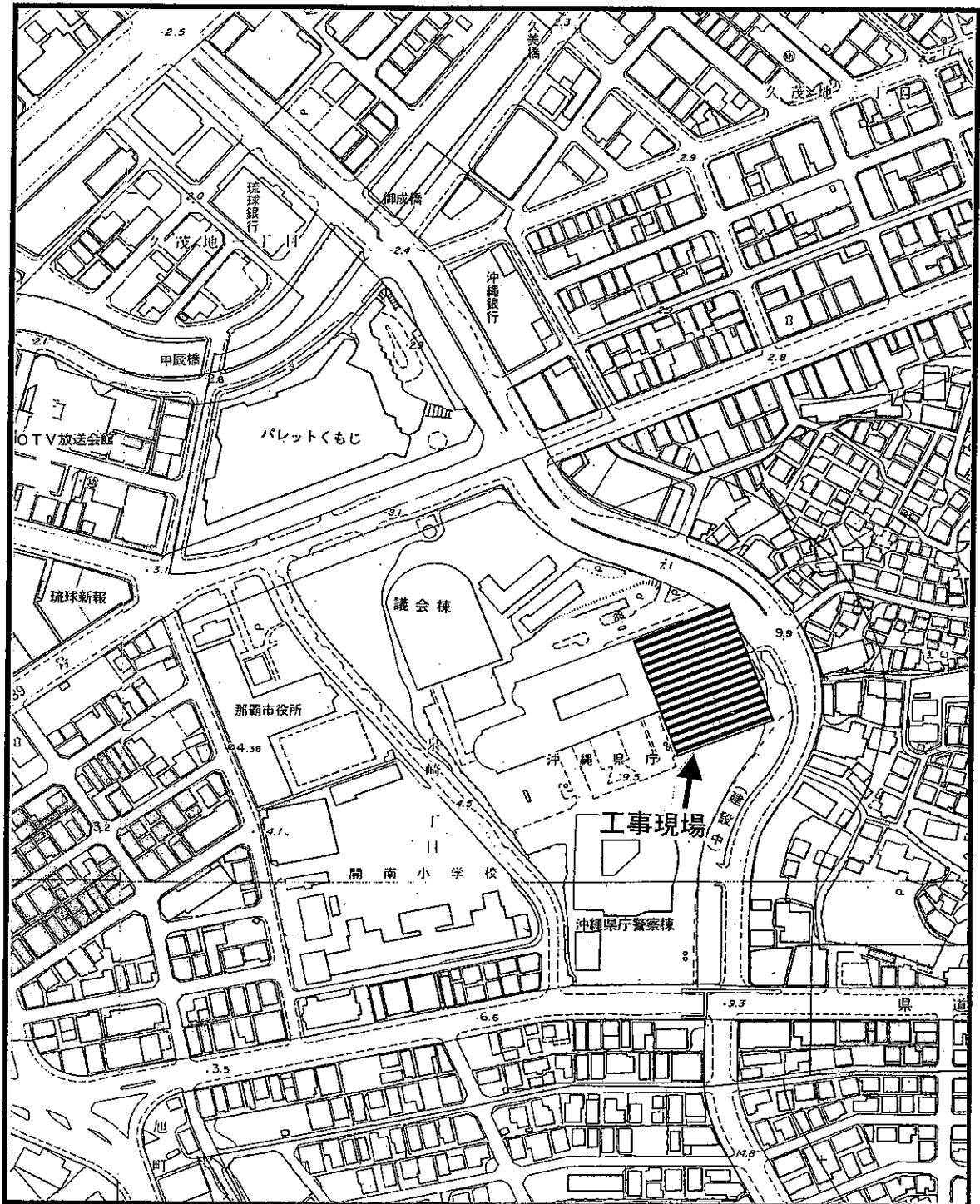
分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)※	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する 調査の結果	工作物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	付着物の有無(解体・維持・修繕工事のみ)		
	その他 ( )		
工事着手前に実施 する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	その他 ( )		
工事着手の時期※		平成 年 月 日	
工程ごとの 作業内容及び 解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 ( ) その他の場合の理由 ( )	
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)※		トン	
廃棄物発生 見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)			
<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥			
<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥			
<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥			
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

# 現場位置図 (作成例)





分別解体等の計画等

変更箇所	建築物の構造※		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
<input type="checkbox"/>	建築物に関する調査の結果	建築物の状況	
<input type="checkbox"/>		周辺状況	
<input type="checkbox"/>		作業場所の状況	
<input type="checkbox"/>		搬出経路の状況	
<input type="checkbox"/>		残存物品の有無	
<input type="checkbox"/>		付着物の有無	
<input type="checkbox"/>		その他 ( )	
<input type="checkbox"/>	工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	
<input type="checkbox"/>		搬出経路の確保	
<input type="checkbox"/>		残存物品の搬出の確認	
<input type="checkbox"/>		その他 ( )	
<input type="checkbox"/>	工事着手の時期※	平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/>	工程	作業内容	分別解体等の方法
<input type="checkbox"/>	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
<input type="checkbox"/>	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
<input type="checkbox"/>	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
<input type="checkbox"/>	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
<input type="checkbox"/>	⑤その他 ( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
<input type="checkbox"/>	工事の工程の順序	<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他 ( ) その他の場合の理由 ( )	
<input type="checkbox"/>	建築物に用いられた建設資材の量の見込み※	トン	
<input type="checkbox"/>	廃棄物発生見込量 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
<input type="checkbox"/>	(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他		
<input type="checkbox"/>	備考		

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

変更箇所	<input type="checkbox"/>	使用する特定建設資材の種類※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
	<input type="checkbox"/>	建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	<input type="checkbox"/>		周辺状況			
	<input type="checkbox"/>		作業場所の状況			
	<input type="checkbox"/>		搬出経路の状況			
	<input type="checkbox"/>		付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）			
	<input type="checkbox"/>		その他 ( )			
	<input type="checkbox"/>	工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	<input type="checkbox"/>		搬出経路の確保			
	<input type="checkbox"/>		その他 ( )			
<input type="checkbox"/>	工事着手の時期※		平成 年 月 日			
工程ごとの作業内容	<input type="checkbox"/>	工程	作業内容			
	<input type="checkbox"/>	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	<input type="checkbox"/>	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	<input type="checkbox"/>	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	<input type="checkbox"/>	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	<input type="checkbox"/>	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	<input type="checkbox"/>	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
廃棄物発生見込量	<input type="checkbox"/>	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）	
			<input type="checkbox"/> コンクリート塊		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
			<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
			<input type="checkbox"/> 建設発生木材		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
<input type="checkbox"/>	(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他					
<input type="checkbox"/>	備考					

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。



建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

変更箇所	<input type="checkbox"/>	工作物の構造（解体工事のみ）※	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	<input type="checkbox"/>	工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	<input type="checkbox"/>	使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
	<input type="checkbox"/>	工作物に関する調査の結果	工作物の状況			
	<input type="checkbox"/>		周辺状況			
	<input type="checkbox"/>		作業場所の状況			
	<input type="checkbox"/>		搬出経路の状況			
	<input type="checkbox"/>		付着物の有無（解体・維持・修繕工事のみ）			
	<input type="checkbox"/>		その他（ ）			
	<input type="checkbox"/>	工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
<input type="checkbox"/>	搬出経路の確保					
<input type="checkbox"/>	その他（ ）					
<input type="checkbox"/>	工事着手の時期※		平成 年 月 日			
<input type="checkbox"/>	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	分別解体等の方法（解体工事のみ） <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
<input type="checkbox"/>		②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
<input type="checkbox"/>		③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
<input type="checkbox"/>		④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
<input type="checkbox"/>		⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
<input type="checkbox"/>		⑥その他（ ）	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
<input type="checkbox"/>		工事の工程の順序（解体工事のみ）	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他（ ） その他の場合の理由（ ）			
<input type="checkbox"/>	工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）※		トン			
<input type="checkbox"/>	廃棄物発生見込量 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）		
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥		
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥		
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥		
<input type="checkbox"/>	（注） ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他					
<input type="checkbox"/>	備考					

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

# 通 知 書

平成 年 月 日

知事  
市区町村長 殿

(工事発注者) 発注者職氏名 : \_\_\_\_\_  
住 所 : \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連 絡 先	所 属 名			
	担当 <sup>フリガナ</sup> 職氏名			
	電 話 番 号	— —	(内線 )	
工 事 の 内 容	工 事 の 名 称			
	工 事 の 場 所	都道府県	市区町村	
	工 事 の 概 要	工 事 の 種 類 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等( )注 1 工 事 の 規 模 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____、階数____、請負代金____万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金____万円(税込)		
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日 工事着手予定日：平成 年 月 日		
請 負 者	会 社 名		現場代理 <sup>フリガナ</sup> 人氏名	
	所 在 地	〒		
	電 話 番 号	— —	(内線 )	F A X — —

※受付番号：

注 1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例：舗装、築堤、土地改良等)

具体的な工事の種類の例

河川関係工事	築堤、護岸、浚渫、ダム、砂防、その他
海岸工事	
道路関係工事	改良、舗装、橋梁、ずい道、維持修繕、共同溝、その他
農林関係工事	土地改良、区画整理、農道、農林その他
水産関係工事	
上・下水道関係工事	
土地造成、区画整理	関係工事
公園関係工事	
下水道関係工事	
空港・港湾関係工事	空港関係工事、港湾関係工事
鉄道・軌道関係工事	
災害復旧関係工事	
電線路工事	
その他の公共土木工事	

# 委 任 状

私は都合により \_\_\_\_\_ を代理者と定め、下記の建築物等の工事について、  
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条に基づく届出その他の手続きを委  
任します。

## 記

1. 工事の名称

---

2. 工事の場所

---

3. 代理者の住所

---

(電話番号)      -                      -

---

平成    年    月    日

住 所

---

フリガナ  
氏 名

---

印

# 説 明 書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 - ) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

## 記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

①届出書 (様式第一号に必要事項を記載したもの)

②別表 (別表 1 ~ 3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

③その他の別添資料 (添付する場合)

案内図

工程表

# 告 知 書

平成 年 月 日

(下請負人)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 - ) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

## 記

### 1. 添付資料

- ①届出書 (様式第一号に必要事項を記載したもの)
- ②別表 (別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの)
  - 別表 1 (建築物に係る解体工事)
  - 別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
  - 別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))
- ③その他の添付資料 (添付する場合)
  - 案内図
  - 工程表

[注] 本様式は下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

公共工事標準請負契約約款

(作成昭和25年2月21日)  
中央建設業審議会

改正 昭和27年 2月22日  
昭和29年 3月17日  
昭和31年10月 3日  
昭和37年 9月15日  
昭和47年12月18日  
昭和56年 3月 3日  
平成元年 1月24日  
平成7年 5月23日  
平成12年10月 2日  
平成13年 3月 1日  
平成14年 2月12日

建設工事請負契約書

一 工事名

二 工事場所

三 工期 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

四 請負代金額  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

五 契約保証金

☐ 第四条(B)を使用する場合には、「免除」と記入する。

(六 調停人)

(七 解体工事に要する費用等)

☑ 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別紙の 共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所  
氏名 印

請負者 住所  
氏名 印

☑ 請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

○ 公共工事標準請負契約約款 [昭和25年2月21日中央建設業審議会決定]

改 正 案	現 行
<p>建設工事請負契約書</p> <p>1～5 (略) (6 調停人) (7 解体工事に要する費用等)</p> <p><u>[注] 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>建設工事請負契約書</p> <p>1～5 (略) (6 調停人)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>

○ 民間建設工事標準請負契約約款 (甲) [昭和26年2月14日中央建設業審議会決定]

改 正 案	現 行
<p>民間建設工事請負契約書</p> <p>1～6 (略) 7. その他</p> <p><u>[注] 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>民間建設工事請負契約書</p> <p>1～6 (略) 7. その他</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>

○ 民間建設工事標準請負契約約款 (乙) [昭和26年2月14日中央建設業審議会決定]

改 正 案	現 行
<p>民間建設工事請負契約書</p> <p>1～7 (略) 8. その他</p> <p><u>[注] 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>民間建設工事請負契約書</p> <p>1～7 (略) 8. その他</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>



○ 建設工事標準下請契約約款 [昭和52年4月26日中央建設業審議会決定]

改正案	現行
<p style="text-align: center;">建設工事下請契約書</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 その他</p> <p><u>(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。</u></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">建設工事下請契約書</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 その他</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>

# 法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

## 1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用  
(受注者の見積金額)

円(税込)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用  
(受注者の見積金額)

円(税込)

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

# 法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

## 1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

## 2. 解体工事に要する費用

なし

## 3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

## 4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円(税込)

(受注者の見積金額)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

# 法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合)

## 1. 分別解体等の方法

工 程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用 \_\_\_\_\_ 円(税込)

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 \_\_\_\_\_ 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 \_\_\_\_\_ 円(税込)

(受注者の見積金額)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

# 再資源化等報告書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 ) 電話番号

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

## 記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_
2. 工事の場所 \_\_\_\_\_
3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地  
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 \_\_\_\_\_ 万円 (税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

- 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)  
 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)



別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地



様式2 再生資源利用促進計画書(実施書) 一建設副産物搬出工事用一(案)

表面

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

2. 建設副産物搬出計画(実施) 現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用した量について御記入ください。

コード+14(コード+13で7以内の区分)は選択した場合のみ記入  
 1. 山形県建設業協会 2. 区分別の発生量 3. 搬出先の管理 4. 管理区分 5. 発生量 6. 寸法の単位

建設副産物の種類 (種類別)の区分	現場内利用・減量		現場外搬出について		搬出先場所 区分(1)の区分 どこかに記入する場合は、その区分を併記して下さい	搬出先場所 の距離 km	搬出先場所 の区分 区分(2)の区分	搬出先場所 の区分 区分(3)の区分	再生資源 利用促進率 (%)
	発生量 (単位等) ①×②×③	③利用量 ④減量 ①×⑤	②発生量 ⑥減量 ①×⑦	④減量 ⑦減量 ①×⑧					
特定建設副産物 コンクリート塊	△	△	△	△	公共長閑	km	△	△	%
建設副産物 鉄筋(鉄骨)	△	△	△	△	公共長閑	km	△	△	%
建設副産物 木材(木材)	△	△	△	△	公共長閑	km	△	△	%
建設副産物 石膏ボード	△	△	△	△	公共長閑	km	△	△	%
建設副産物 断熱材	△	△	△	△	公共長閑	km	△	△	%
建設副産物 土	△	△	△	△	公共長閑	km	△	△	%
建設副産物 砕石	△	△	△	△	公共長閑	km	△	△	%
建設副産物 その他	△	△	△	△	公共長閑	km	△	△	%
建設副産物 第一種 建設発生土	△	△	△	△	公共長閑	km	△	△	%
建設副産物 第二種 建設発生土	△	△	△	△	公共長閑	km	△	△	%
建設副産物 第三種 建設発生土	△	△	△	△	公共長閑	km	△	△	%
建設副産物 第四種 建設発生土	△	△	△	△	公共長閑	km	△	△	%
建設副産物 液状土	△	△	△	△	公共長閑	km	△	△	%
合計	△	△	△	△	公共長閑	km	△	△	%

再生資源利用促進率について  
 現場外搬出量のうち、搬出先の種類  
 (コード13)が、1~5の合計

最終処分場、その他  
 6. 最終処分場(海面処分場)  
 7. 最終処分場(内陸処分場)  
 8. 建設発生土(コンクリート)再利用率(工事発生)  
 9. 建設発生土(コンクリート)再利用率(工事発生)  
 10. その他(具体的に記入)

再生資源利用促進  
 1. 他の工事現場(内陸:公共長閑等)  
 2. 再生資源化施設(土質改良プラントを含む)  
 3. 有価売却(工事現場事務所が建設副産物を売却し、代金を得た場合)  
 4. 建設発生土(コンクリート)再利用率(工事発生)  
 5. 建設発生土(コンクリート)再利用率(工事発生)

施工現場について  
 1. 発生量  
 2. 減量  
 3. 発生量  
 4. その他(具体的に記入)

現場内利用  
 1. 発生量  
 2. 減量  
 3. 発生量  
 4. その他(具体的に記入)

表面

<h2 style="margin: 0;">解体工事業登録申請書</h2>				証紙はり付け欄 (消印してはならない。)
登録の種類	新規・更新	※登録番号		
		※登録年月日	年	月
この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。				
年 月 日				
申請者			印	
知事 殿				
フリガナ 商号、名称又は氏名				
住所	郵便番号 ( )		電話番号 ( )	
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名				
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名				
フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	
申請時において既に受けている登録				

(A4)

裏面

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		
営業所の名称及び所在地		
フリガナ 名 称	所 在 地 郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -	
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	フリガナ 氏 名	
	住 所	郵便番号（ - ）  電話番号（ ） -
他の都道府県知事の登録状況		
登 録 番 号		登 録 番 号

備 考

- 1 ※印のある欄には、記入しないこと。
- 2 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 3 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

誓 約 書

登録申請者、その役員及び法定代理人は、建設工事に係る  
資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に該当しない  
者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

印

知 事 殿

別記様式第4号（第4条関係）

(A4)

登録申請者 [ 法人の役員 ] の略歴書  
 [ 本 法 定 代 理 人 ]

現住所	郵便番号 ( )		電話番号 ( )
フリガナ			
商号、名称又は氏名	生年月日		
期 自 年月日 至 年月日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容		
略			
歴			
賞	賞 罰 の 内 容		
罰			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日			
備 考	氏名	印	

備 考

- 1 [ 法人の役員 ] については、不要のものを消すこと。
- 2 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 3 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第3号（第4条関係）

(A4)

実務経験証明書

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 年 月 日  
証明者 印

技術管理者の氏名 使用者の商号 又は名称	生年月日	実務経験の内容	使用された期間	
			年 月 から	年 月 まで
職名		実務経験年数		
			年 月 から	年 月 まで
			年 月 から	年 月 まで
			年 月 から	年 月 まで
			年 月 から	年 月 まで
			年 月 から	年 月 まで
			年 月 から	年 月 まで
			年 月 から	年 月 まで
			年 月 から	年 月 まで
			年 月 から	年 月 まで
			年 月 から	年 月 まで
			年 月 から	年 月 まで
			年 月 から	年 月 まで
			年 月 から	年 月 まで
使用者の証明を得る ことができない場合	その理由		合計 満 年 月	
			証明者と被証明者との関係	

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。



<p>解体工事業登録事項変更届出書</p> <p>この届出書により、次のとおり変更の届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">届出者 印</p> <p style="text-align: center;">知 事 殿</p>			
フリガナ 商号、名称又は氏名			
住 所	郵便番号 (    -    )		電話番号 (    )    -
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
登録番号			
登録年月日	年    月    日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

別記様式第7号 (第8条関係)

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

40センチメートル以上

35センチメートル以上

備考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

別記様式第8号 (第9条関係)

(A.4)

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号 ( - )
施工場所	電話番号 ( - )
着工年月日及び竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る 技術管理者の氏名	

## － 用語解説 －

### 【あ】

- **新たな処理木材**  
CCA処理木材に替わり平成13年11月から利用されている防腐・防蟻処理の施された木材。燃焼時の有害物質の発生も無く、CCA処理木材に比べ環境負荷の少ない処理木材として普及が進められている。
- **安定型最終処分場**  
物質的な変化の少ない安定的な廃棄物を処分するための最終処分場。埋立の対象となる産業廃棄物は、廃プラスチック類、ゴムくず、鉄くず、ガラス及び陶磁器くず、がれき類の5種類。
- **埋立**  
廃棄物の最終処分法のひとつ。産業廃棄物の特性により、安定型、管理型、遮断型のいずれかの処分場にて埋立を行う。有害廃棄物の場合は、焼却、固化等の中間処理を施した後に埋立を行うのが普通である。
- **沖縄地方建設副産物対策連絡協議会**  
建設副産物対策連絡協議会の沖縄における地方協議会として、沖縄総合事務局、沖縄県、防衛施設局、公団及び建設業団体を構成員として組織されている。

### 【か】

- **解体工事業**  
建設業のうち、建築物等を除却するための解体工事を請け負う営業のこと。例えば建築物については、構造耐力上主要な部分等を解体することを営業するもの。
- **解体工事業の登録業者**  
解体工事業を営もうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。その登録を経て解体工事業を営む者が解体工事業者とされる。

- **管理型最終処分場**  
廃棄物及び浸出水の流出防止等の機能を備えた最終処分場。埋立の対象となる産業廃棄物は、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、鉱さい、家畜糞尿、動物の死体、ばいじん等。
- **建設資材**  
道路・河川・港湾等の土木工作物や住宅・ビル等の建築物に関する工事を行う場合に使用する資材。具体的には、コンクリート、アスファルトコンクリート、木材、金属、プラスチック等である。
- **建設資材廃棄物**  
建設資材が廃棄物になったもの。
- **建設副産物**  
建設工事に伴い副次的に得られるものを示し、これにはコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、廃木材、建設汚泥、紙くず、金属くず、ガラスくず及び建設発生土（建設工事の際に搬出される土）が含まれる。
- **建設副産物実態調査**  
建設副産物対策の具体的な政策立案に必要な排出量や再利用の動向に関する実態を把握するため、全国の建設工事（公共土木工事、民間土木工事、建築工事）を対象に、平成2年度以降、5年毎に実施している統計調査をとりまとめたもの。なお、調査は平成13年度以降、毎年行うことを予定している。
- **建設副産物情報交換システム**  
循環型社会の構築と建設リサイクルの推進を目的として、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、廃木材等の建設副産物に関する情報交換を推進するためのインターネット等を活用したシステム。  
建設工事の発注者や受注者（排出事業者）が再資源化やリサイクル材の活用を行う場合に必要となる再資源化施設に関する情報、再資源化施設経営者への資源供給やリサイクル材の需要動向に関する情報などをリアルタイムに交換すること

ができる。

- **建設副産物対策連絡協議会**  
建設副産物の有効利用及び再利用等を促進し、建設事業の円滑な推進を図るために必要な情報の収集・交換を行うことを目的とし、全国の各地方ブロック毎に地方整備局等、都道府県、公団、建設業団体を構成員として設置された組織。
- **工事の事前届出**  
対象建設工事の発注者に義務付けられている当該都道府県知事への届出。具体的には、元請業者から工事計画等の説明を受け、工事着手の7日前までに各都道府県により定められた窓口に届け出る。
- **混合廃棄物**  
分別が行われていない廃棄物の状態。主にミンチ解体が原因となり発生し、再資源化が困難なために不法投棄される場合が多い。

## 【さ】

- **サーマルリサイクル**  
燃焼時に発生する熱量の回収・利用を目的とした再資源化の形態。建設リサイクル法においては、廃棄物の発生抑制⇒再使用⇒再生利用（マテリアルリサイクル）⇒熱回収利用（サーマルリサイクル）⇒最終処分の際に処理を優先することとしている。
- **再資源化**  
分別解体等によって生じた建設資材廃棄物を、資材又は原材料として利用することができる状態にすること。また、熱エネルギーを得る目的を持って、焼却設備において燃焼させること（サーマルリサイクル）も含む。
- **再資源化等**  
再資源化及び縮減のこと。
- **再資源化等率**  
建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合。

- **再資源化率**  
建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合。
- **最終処分施設**  
埋立による処分が行われる施設。有害物質や汚濁物質を含むか否かにより、処分場の構造、管理運営の方式が異なっており廃棄物処理法では、埋立処分場の形態として、遮断型、管理型、安定型に区分されている。
- **再生アスファルトプラント**  
再生加熱アスファルト混合物を製造することができる設備を備えたアスファルト製造施設。
- **再生加熱アスファルト混合物**  
アスファルト・コンクリート塊から製造した再生骨材に補足材料及びアスファルトを加えたものを加熱し、混合したものの。
- **再生骨材**  
コンクリート塊もしくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材、または当該骨材等に補足材料（骨材の品質を改善するために加える砕石、砂等）、セメントもしくは石灰を加え、混合したものの。
- **再生木質ボード**  
建設発生木材を破碎したものをを用いて製造した木製のボード。
- **再生木質マルチング材**  
雑草防止材及び植物の生育を保護・促進する材料等として建設発生木材を破碎（チップ化）し再資源化したもの。
- **再生路盤材**  
コンクリート塊もしくはアスファルト・コンクリート塊から製造した再生粒度調整砕石等。主に駐車場、道路等の舗装面の下層に利用される。

- 下請契約  
建設工事を他の者から請け負った建設業者と、他の建設業者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約。
- 下請負人（下請業者）  
下請契約における請負人（請負業者）。
- 指定取扱い品目  
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において定められている産業廃棄物 19 種のうち、取扱い許可を都道府県知事より受けている廃棄物の種類。
- 収集運搬  
廃棄物を意図的に集め、中間処理施設または最終処分場に運び込むこと。廃棄物の積み込み、積み換え、荷卸しを含むものである。
- 縮減  
建設廃棄物の大きさ、体積を減少させること。その方法としては焼却、脱水、圧縮、乾燥等がある。（木材の場合焼却により体積の 98% を減ずることが可能である。）
- 焼却  
廃棄物を燃焼させることにより減量化すること。
- 焼却施設の構造・維持管理基準  
廃棄物処理法において定められている焼却施設に関する基準。構造基準においては焼却施設における各種装置・設備の設置義務等が定められ、維持管理基準においては、焼却施設の運転時の規定やダイオキシン等の排出基準が定められている。平成 14 年 12 月 1 日から新たに強化された基準が適用される。
- 新築  
新たに建築物を建設すること。
- CCA 処理木材  
木材の防蟻・防蟻のために CCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤）を注入処理したものを。マテリアルリサイ

クルが困難であるだけでなく、焼却時に有害ガスが発生することから、県内では平成 13 年 11 月から環境負荷を低減した薬品に切り替えられている。

## 【た】

- 対象建設工事  
分別解体等及び再資源化等が義務付けられる一定規模以上の建設工事。義務付けが行われる規模は、建築物に係る解体工事において床面積の合計が 80m<sup>2</sup>以上、建築物に係る新築又は増築工事において床面積の合計が 500m<sup>2</sup>以上、建築物に係る新築、増築、解体以外の工事において、請負金額が 1 億円以上、建築物以外の工作物に係る解体工事または新築工事等において請負金額が 500 万円以上。
- 中間処理  
一般的に廃棄物を減量化、減容化、安定化、安全化、無害化、資源化することを意味し、具体的には焼却、脱水、破碎、分解、中和等が当てはまる。
- 中間処理施設  
中間処理を行う施設。建設リサイクルに関わる具体的な施設としては、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊の破碎施設、建設発生木材のチップ化施設、焼却施設等がある。
- 特定行政庁  
建築基準法により建築主事（建築確認申請の確認を行う。）が設置されている行政機関の長。沖縄県内では那覇、浦添、宜野湾、沖縄、具志川の 5 市の長。
- 特定建設資材  
再資源化等を行うことが「資源の有効な利用」及び「廃棄物の減量」を図る上で特に必要なもので、かつその「再資源化等が経済性の面において制約が著しくない」と認められている建設資材で、分別解体等や再資源化等が義務付けられるもの。具体的には、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの 4 品目が指定されている。

- ・ 特定建設資材廃棄物

特定建設資材が廃棄物になったもので、具体的にはコンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊の3品目である。

- ・ 土木事務所管内

各土木事務所の管轄となる区域。市町村単位で区切られている。

- ・ 土木事務所等

各都道府県により設置されている土木建築を扱う出先機関。沖縄県においては、土木建築部土木事務所（北部、中部、南部）、宮古支庁土木建築課、八重山支庁土木建築課の5出先機関が設置されている。

## 【は】

- ・ 廃棄物処理法（廃掃法）

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』の略称。同法律は、廃棄物処理全般に関わる法律であり、目的を「廃棄物の排出の抑制、廃棄物の適正な処理及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」と定めている。

- ・ 排出事業者

発注者から直接仕事を請け負った元請業者を示す。これは廃棄物処理法において定められており、廃棄物処理の責任の所在を明らかにしたものである。

- ・ 発注者

建設工事の注文者。

- ・ 不法投棄

ごみを定められた以外の場所に不法に廃棄すること。2000年度における全国の産業廃棄物の不法投棄量は、40万3,000トンであり、このうち約6割（24万トン）を建設廃棄物が占める。

- ・ 分別解体等

解体工事や新築、その他の建設工事を施工する際に発生する建設資材廃棄物はその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工すること。

## 【ま】

- ・ マテリアルリサイクル

廃棄物を加工し同一製品または他の製品の原材料等といった有価物とする再資源化の形態のひとつ。建設リサイクル法においては、廃棄物の発生抑制⇒再使用⇒再生利用（マテリアルリサイクル）⇒熱回収利用（サーマルリサイクル）⇒最終処分の順に処理を優先することとしている。

- ・ マニフェスト制度

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、収集運搬業者名、処分業者名、取扱い事項等を「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」に記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するとともに、廃棄物の最終処分までを確認するもの。

- ・ ミンチ解体

重機等を用い、分別せずに建築物を一気に壊してしまう解体。混合廃棄物発生の原因として、建設リサイクル法では、対象建設工事においてこれを禁じ、分別解体を義務付けている。

- ・ 元請業者

建設工事の受注者のうち、発注者から直接仕事を請け負った建設業を営む者。

## 【ら】

- ・ リフォーム

建物の改築。建設リサイクル法において、リフォームに係る工事は“建築物に係る新築、増築、解体以外の工事”に含まれる。